

「農業災害補償に関する行政評価・監視」

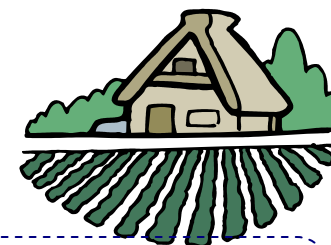
< 評価・監視結果に基づく埼玉県に対する参考通知 >

関東管区行政評価局は、「農業災害補償に関する行政評価・監視」の結果に基づき、埼玉県内の状況について、平成17年12月13日に、埼玉県に対して参考通知を行います。

総務省本省は、当局を含む8管区行政評価局及び14行政評価事務所が、平成16年4月から7月にかけて実地に調査した結果等に基づき、12月13日に、農林水産省に対し、改善すべき事項を勧告します。

「行政評価・監視」は、総務省行政評価局が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

概 略



調査実施の背景

国は、農災法（注）に基づき、自然災害、病虫害などの事故による農家の損失を補てんする農業災害補償制度を設けている。

農業災害補償制度は、国と農業共済団体とが実施。農家は、共済掛金（半額）を支払い、農業共済団体は農家に共済金を支払う。

国は、農業共済団体の事務費に対して、補助を実施

- ・ 事務費負担金（昭和22年創設）平成16年度：約526億円
 - ・ 特別事務費等補助金（昭和33年創設） " : 約 6 億円
- <このほか、共済掛金の半額を国庫で負担>（昭和27年創設）
- ・ 平成16年度共済掛金総額約1,298億円のうち、約647億円

事務費負担金の交付・使用を適正に行うことや共済金の支払を適正に行うこと等が重要

（注）農業災害補償法（昭和22年法律第185号）

調査事項

- ・ 事務費負担金及び特別事務費負担金等の交付、使用状況
- ・ 共済の加入、共済金の支払状況

当局の調査対象

- ・ 埼玉県（注）
- ・ 埼玉県農業共済組合連合会
- ・ 3 農業共済組合
- ・ 180 農家等

（注）47 都道府県中、埼玉県を含め 23 道府県を調査

行政評価・監視の実施

次の事項についての埼玉県内の状況を参考通知

- 1 共済業務運営の適正化
- 2 事務費負担金の執行の適正化

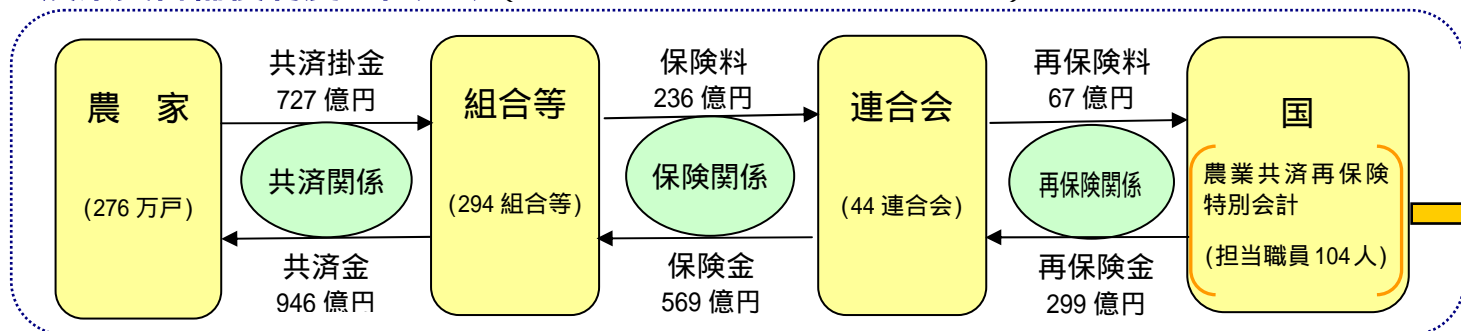
行政評価・監視において、事務費負担金に係る指摘は初めて。

参考通知先：埼玉県

参考通知日：平成17年12月13日

農業災害補償制度の概要

農業災害補償制度の仕組み（三段階のシステムにより危険分散）

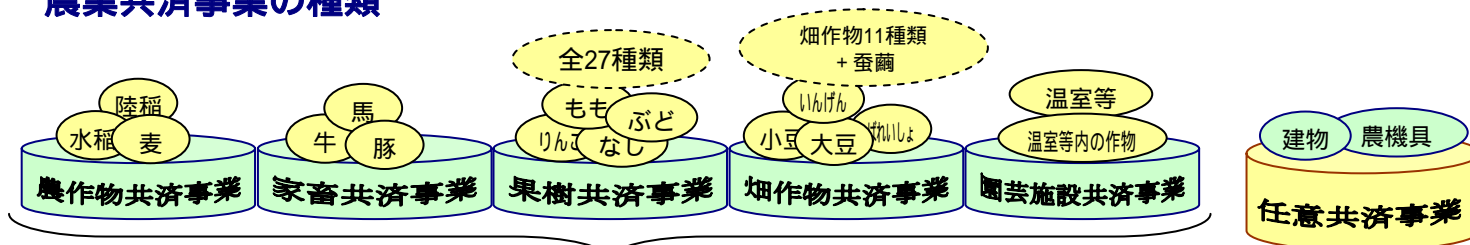


[平成 15 年度歳入歳出]

歳入：1,671億円
 歳出：1,420億円
 歳入歳出差額：251億円
 積立金の額：677億円
 一般会計からの繰入
 ・共済掛金国庫負担金：664億円
 ・事業事務経費等：13億円
 ・その他：10億円

- (注) 1 「農家」数は、平成 16 年産(度)の引受戸数(延数)である。
 2 組合等数、連合会数は、平成 16 年 4 月 1 日現在の数である。
 3 一部の組合等については、国が保険する二段階のシステムとなっている。
 4 金額は、平成 14 年度実績である。

農業共済事業の種類



制度共済事業 (国庫負担の対象事業)

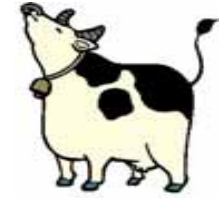
農業災害補償制度に係る国庫負担

- ・ 連合会及び組合等の事務費に対する補助
事務費負担金
特別事務費等補助金
- ・ 農家の共済掛金に対する国の負担・補助(約 2 分の 1)
< 共済掛金の支払 共済金の支払 >

国・都道府県の関与

- ・ 国庫負担対象経費の費目を設定
- ・ 常例検査の実施
- ・ 補助金監査の実施

1 共済業務運営の適正化



制度・仕組

共済の引受、共済掛金の徴収、損害の評価、共済金の支払などの各種の業務の実施については、農災法及び農林水産省が定める各種の要綱等に具体的に規定

組合等は、農林水産省が定める模範定款等に基づき定款を策定し、組合等は、これに基づき業務を実施

調査手法

埼玉県内の連合会、3組合を調査

平成13年度～15年度に共済金の支払を受けた農家等の中から、1組合当たり60農家等、計180農家を無作為抽出し、共済の引受、共済掛金の徴収、損害の評価、共済金の支払などの業務の実施状況について、調査

問題点（埼玉県への参考通知事項）

共済の引受、共済掛金の支払などが、的確に行われていないものあり：3組合、延べ30農家、過大支払額約76万円

- ・ 加入資格のない農家等を引受け（加入資格10a以上に対し8a）
- ・ 共済価額（評価額）を過大に設定して引受・支払（1.5倍程度過大設定）
- ・ 対象者以外への共済金の支払（地区の代表者に一括払い）
- ・ 組合が共済責任期間の開始前までに加入承諾を未実施
- ・ 家畜の健康診断を共済の引受け後に実施

原因

組合が、農家等に対する補償を手厚くするために、不適切な共済価額を設定

組合が、加入資格の精査、引受面積の確認、損害評価などの事務手続を的確に行っていない

県が組合に対して行う常例検査において、不適切事例を的確に把握していない

農林水産省への勧告要旨

都道府県に対し、すべての組合等について、適正な事務処理の確保のための組合等における内部検査機能の運用状況等について総点検を行うよう助言すること

常例検査で検査すべき事項を記載したチェックリストを都道府県に示し、これに基づき組合等の常例検査を行うよう助言すること



2 事務費負担金の執行の適正化



制度・仕組

国は、農災法に基づき、予算の範囲内で連合会・組合等の事務費を負担

事務費負担金の対象経費：制度共済事業に係る事務経費（任意共済事業は対象外）

事務費負担金国庫負担額：約10億円（平成15年度、埼玉県）

調査手法

任意共済事業に係る経費の除外状況について、任意共済事業を実施している連合会、3組合を調査

平成13年度～15年度の補助経費について、その用途、目的等を連合会及び組合において実地に調査

共通管理的な経費は、按分するとの観点からアプローチ

問題点（埼玉県への参考通知事項）

任意共済事業に係る経費等を負担金対象経費としている組合等あり

- ・ 事務部門の最高責任者である参事（1組合）、総務課、経理課等の共通管理部門の職員（2組合等）の人件費全額（平成15年度分当省試算額：3組合等計約3,548万円）
- ・ 補助対象外の用務（総代会や祝賀会等）に対する旅費（1組合）（平成14年度、15年度合計額：約27万円）

原因

参事及び共通管理部門職員の人件費について、任意共済事業分を除外するよう農林水産省が指導していないこと

任意共済事業の経費の除外に係る農林水産省の指導が徹底されていないこと

実績報告書の記載内容を十分にチェックしていないこと

常例検査で的確にチェックしていないこと

農林水産省への勧告要旨

任意共済事業に係る経費を負担金交付対象経費から除外する方法を連合会・組合等に示し、これに基づき対象経費を適正に算定させること

対象経費の的確な検査のためのチェックリストを策定し、これに基づき、農林水産省及び都道府県が、的確に検査すること

